シニアスタイル立花ヘルパーステーション 重要事項説明書

指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「兵庫県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者(法人)について

法人名称	株式会社シニアスタイル
代表者職・氏名	代表取締役 廣瀨秀毅
本社所在地	尼崎市道意町四丁目14
法人連絡先	TEL: 06-6480-8379
	FAX: 06-6411-7201
法人設立年月日	2011年5月10日

2 サービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	シニアスタイル立花ヘルパーステーション		
介護保険事業所番号	2873010397		
事業所所在地	尼崎市浜田町3丁目62番206		
電話番号	06-6430-2350	FAX	06-6430-2351
通常の事業実施地域	尼崎市		

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にあるご利用者様の状況に応じた適切な指定訪問介護 サービスを提供することにより、ご利用者様が可能な限りその居宅に おいて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的 とします。
運営の方針	ご利用者様の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを提供いたします。 当事業所は常に自己評価を行い、介護技術の進歩に対応しながらサービスの質の向上に努めます。 居宅介護支援事業者等との密接な連携を図ります。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜〜金曜(12月29日〜1月3日を除く)
営業時間	9:00~18:00

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	9:00~9:00

(5)事業所の職員体制

管理者氏名 山田孝司

職	職務内容		人	員数	
管	従業者及び業務の管理を、一元的に行います。				
理	従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い	常	勤	1	名
者	ます。				
	ご利用者様の状態や意向等を十分に把握した上で、居宅サービス				
	計画(ケアプラン)に基づいた「訪問介護計画」を作成します。				
	なお、作成にあたっては、サービス担当者会議への出席等によ				
サ	り、居宅介護支援事業者と連携を図ります。				
1	作成した訪問介護計画について、ご利用者様等へ説明し、同意を	عبد ا	**1	_	
ビ	得た上で交付します。	常	勤	5	名
ス	ご利用者様の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握				
提	します。	非常	常勤	0	名
供	居宅介護支援事業者と調整した上で必要に応じ訪問介護計画の変				
責	更を行います。				
任	訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容などのサー				
者	ビスに関する指示・指導を行います。また、ご利用者様の状況に				
	ついての情報を伝えます。				
	訪問介護員等の能力や希望に応じた研修、技術指導等を行いま				
	す。				
	訪問介護計画に基づいて訪問介護サービスを提供します。				
 訪	事業者やサービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けるこ				
問問	とで、適切な介護技術をもって訪問介護サービスの提供を行いま				
介	す。				
/ 護	サービス提供後、ご利用者様の心身の状況等について、サービス	常	勤	5	名
員	提供責任者に報告を行います。				
早	サービス提供責任者から、ご利用者様の状況についての情報を受	非常	常勤	45	名
	け、適切に対応します。			. •	
事務	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常	勤	0	名
職員		非常	常勤	0	名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

	サービス区分と種類	サービスの内容
	リーレベムガと怪殺	
	5問介護計画の作成	
	(全てのご利用者様に	* ン)に基づき、ご利用者様の意向や心身の状況等の把握を行
	ついて作成します)	い、目標を達成するための具体的なサービス内容を定めた訪問
		介護計画を作成します。
	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪な
	八石八切	どを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
		医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食
	特段の専門的配慮	(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病
	をもって行う調理	食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調
		理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
身	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行いま
体		す。
介	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
護		ご利用者様と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声か
שבעו		け、疲労の確認を含む。)を行います。
		入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のた
		めの声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。
		ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守
		り中心で必要な時だけ介助)を行います。
	自立生活支援のた	
	めの見守り的援助	
		(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。)
		車いすでの移動介助を行って店に行き、ご利用者様が自ら品物
		を選べるよう援助します。
		洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支
		援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行いま
		₫.
生	 置物	
1		
助	//U/庄	
	活应华币收入中	
	迪阮寺莱降 汀助	
		ਭ 。)
自立生活支援のための見守り的援助		排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。 (介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。) 車いすでの移動介助を行って店に行き、ご利用者様が自ら品物 を選べるよう援助します。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

・基本報酬

Γ.	サービス提供区分 提供時間帯		介護報酬額	ご利用者様負担額			
	リーに人徒供区分	延供时间 审	71 福安节区的1760	1割	2割	3割	
П		昼間(8:00-18:00)	1744円	175円	349円	524円	
	2 0分 未満 (身体 0)	早朝、夜間(※)	2182円	219円	437円	655円	
	(2311 0)	深夜(22:00-6:00)	2621円	263円	525円	787円	
	2 0 分 以上	昼間(8:00-18:00)	2610円	261円	522円	783円	
	30分未満	早朝、夜間(※)	3263円	327円	653円	979円	
	(身体1)	深夜(22:00-6:00)	3916円	392円	784円	1175円	
身	3 0 分 以上	昼間(8:00-18:00)	4140円	414円	828円	1242円	
体 介	1時間 未満	早朝、夜間(※)	5178円	518円	1036円	1554円	
護	(身体2)	深夜(22:00-6:00)	6216円	622円	1244円	1865円	
	1時間 以上	昼間(8:00-18:00)	6066円	607円	1214円	1820円	
	1時間30分未満(身体3)	早朝、夜間(※)	7586円	759円	1518円	2276円	
		深夜(22:00-6:00)	9105円	911円	1821円	2732円	
	1時間30分以上、	昼間(8:00-18:00)	877円	88円	176円	264円	
	30分増すごとに 追加	早朝、夜間(※)	1102円	111円	221円	331円	
		深夜(22:00-6:00)	1316円	132円	264円	395円	
	2 0 分 以上	昼間(8:00-18:00)	1915円	192円	383円	575円	
生	4 5 分 未満	早朝、夜間(※)	2396円	240円	480円	719円	
活	(生活2)	深夜(22:00-6:00)	2878円	288円	576円	864円	
援	4 5 7 10 1	昼間(8:00-18:00)	2354円	236円	471円	707円	
助	4 5 分 以上 (生活 3)	早朝、夜間(※)	2942円	295円	589円	883円	
	(/ 3 /	深夜(22:00-6:00)	3531円	354円	707円	1060円	
		昼間(8:00-18:00)	1,037 円	104 円	208 円	312 円	
'		早朝、夜間(※)	1,294 円	130 円	259 円	389 円	
	(/ 1 년 /	深夜(22:00-6:00)	1,562 円	157 円	313 円	469 円	

^(※) 早朝・・・6:00-8:00、 夜間・・・18:00-22:00

☆ 地域区分別の単価(5級地 10.7円)を含んだ金額です。(以下同じ)

[※] サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問 介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス 提供時間数が大幅に異なる場合は、ご利用者様の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行う とともに訪問介護計画の見直しを行います。

- ※ ご利用者様の心身の状況等により、1人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、ご利用者様の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、前頁金額の2倍になります。
- ※ 要介護度が4又は5のご利用者様の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20~30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。

例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりのご利用者様の更衣介助や排泄介助をした後、ベッド から車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。

- ※ 要介護度が1~5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分~1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ サービス提供責任者に初任者研修修了者(訪問介護員養成研修二級課程修了者を含む)を配置する事業所は、基本報酬が70/100へ減算されます。
- ※ 下記ご利用者様については、基本報酬が減算されます。
 - 190/100へ減算
 - ・事業所の所在する建物と同一または隣接する敷地内の建物や、事業所と同一の建物内に居住する利用者(下記②の場合を除く)
 - ・事業所の敷地外ではあるが、その建物に居住する利用者数が1月あたり20人以上である 建物に居住する利用者
 - ②85/100へ減算
 - ・事業所の所在する建物と同一または隣接する敷地内の建物や、事業所と同一の建物内に居住

・加算等

加算名称	介護報酬額		利用者様	算定回数等	
川异石が	八 6安干以 6川6只	負担額			
		1割	214 円		
初回加算	2,140 円	2割	428 円	初回のみ	
		3割	642 円		
		1割	107 円	1回の要請に対して	
緊急時訪問介護加算	1,070 円	2割	214 円	1回	
		3割	321 円	18	
		1割	54円		
口腔連携強化加算	535円	2割	107円	1月につき	
		3割	161円		
		1割	107 円		
生活機能向上連携加算 (I)	1,070 円	2割	214 円	1月につき	
		3割	321 円		
		1割	214 円		
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,140 円	2割	428 円	1月につき	
		3割	642 円		
中山間地域等における 小規模事業所加算	基本報酬の	010%	を加算	1 回当たり	

中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	基本報酬の5%を加算	1回当たり
特定事業所加算 I	基本報酬の20%を加算	1回当たり
介護職員処遇改善加算 I	基本報酬の24.5%を加算	1月につき
同一建物減算	所定単位数の10%を減算	1月につき

- (※) 所定単位数・・・基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数
- ☆ 地域区分別の単価(5級地 10.7円)を含んだ金額です。(以下同じ)
- ||※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成したご利用者様に対して、初回に実施した指定訪問介護 ||と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問 || ||介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- |※ **緊急時訪問介護加算**は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支 | |援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画に |ない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- |※ **口腔連携強化加算**は、事業所と歯科専門職の提携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔 | |機能の評価の実施を行った場合に加算します。
- |※ 生活機能向上連携加算は、ご利用者様に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士 |等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法等とご利 | |用者様の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算します。
- ※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や訪問 介護員等への研修や技術指導、サービス提供時の留意事項についての文書等による確実な指示、重度 要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。
- |※ **介護職員処遇改善加算**は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを | _|行う事業所に認められる加算です。
- |※ **介護職員特定処遇改善加算**は、令和元年10月から新たに、経験・技能のある職員に重点化した | |介護職員の更なる処遇改善を図る「介護職員等特定処遇改善加算」が新設され、介護人材確保のため |の取組がより一層促進されます。
- ・ |※**介護職員等ベースアップ等支援加算**は、介護職員等のベースアップ等(「基本給」又は「決まって | |毎月支払われる手当」の引上げ)に使用することが要件とされています。
- 注) 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいった んお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお 住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(3) 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、<u>次の行為は行いません。</u>

- ① 医療行為
- ② ご利用者様又はご家族様の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ ご利用者様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ ご利用者様の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ ご利用者様の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ ご利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為(ご利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他ご利用者様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
- ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主としてご利用者様が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 園芸(植木の剪定など)
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

(3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、ご利用者様の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階におけるご利用者様の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

	通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点か					
	ら自宅までの交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費					
① 交通費	は、次の額を徴収します。					
	① 実施地域を越えた地点が	気から、片道5キロメートル未満 1000円				
	② 実施地域を越えた地点が	点から、片道10キロメートル以上 2000円				
	サービスの利用をキャンセルさ	される場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下				
	記によりキャンセル料を請求いたします。					
② キャンセル料	 前日 1 7 時までのご連絡の場 	場合 キャンセル料は不要です。				
	フカリ吸にず海紋の担合	介護報酬算定のうち自己負担分の料金をご請求い				
	それ以降にご連絡の場合 	^口 たします。				
※ただし、ご利用を	者様の病状の急変や急な入院等の	の場合には、キャンセル料は請求いたしません。				
③ サービス提供	に当たり必要となるご利用					
者様の居宅で使用	用する電気、ガス、水道の	ご利用者様の別途負担となります。				
費用						
④ 通院・外出介.	助における訪問介護員等の	実費を請求いたします。				
公共交通機関等6	の交通費	大気で明小いっているが、				

5 ご利用料金等の請求及び支払い方法について

	利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額によ		
① ご利用料金その他の	り請求いたします。		
費用の請求方法等	上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日ころに郵送し		
	ます。		
	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照		
	合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下		
② お支払い方法等	さい。		
(S) (3) X) M(Y) M(4)	(ア)事業者指定口座への振り込み		
	(イ) 利用者指定口座からの自動振替		

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3カ月月以上遅延し、さらに支払いの督促から10日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

担当する訪問介護員	相談担当者氏名	山田孝司
等の変更を希望される場合は、右のご相	連絡先電話番号	0 6 - 6 4 3 0 - 2 3 5 0
談担当者までご相談	同ファックス番号	0 6 - 6 4 3 0 - 2 3 5 1
ください。	受付日及び受付時間	事業所の営業日時(2ページ(3))と同じ

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、ご利用者様のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。 住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 要介護認定を受けていない場合は、ご利用者様の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くともご利用者様が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) ご利用者様に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、ご利用者様又はご家族様にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、ご利用者様等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、ご利用者様の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者 **管理者:山田孝司**

9 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ イドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

利用者及び その家族に 関する秘密 の保持につ いて

事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする 上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続し ます。

事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるた め、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき 旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等におい て、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様の家族の個人情報について も、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様の家族の個人情 報を用いません。

個人情報の $\overline{}$

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの 保護につい 他、電磁的記録を含む。) については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分 の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

> 事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示するこ ととし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を 行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写 料などが必要な場合はご利用者様の負担となります。)

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医 師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡しま す。

	緊急連絡先
家族等氏名(続柄)	連絡先
家族等氏名(続柄)	連絡先
医療機関・診療	所名
主治医	連絡先

※契約締結後に追加記入いたします。

11 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様の家族、ご利用者様に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者様に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村(保険者)	尼崎市役所介護保険課		06-6489-6322
居宅介護支援事業	業所		
担当ケアマネージ	ヤー	連絡先	

[※]契約締結後に追加記入いたします。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償補償その他事業者が法律上の賠償責任を負った場合の 補償

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者様又はご利用者様の家族から提示を 求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、 ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状 況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、ご 利用者様の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を記録し、サービス提供の終了時に ご利用者様の確認を受け、その控えをご利用者様に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (3) ご利用者様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17	指定訪問介護サー	-ビス内容の見積もりについて
----	----------	----------------

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1)	サービス提供青仟者	(訪問介護計画を作成する者)
(/	ソーレヘルボロエコ	ᄾᇬᇧᇚᇧᇡᇬᄜᇨᆟᆔᇖᇰᄾᇬᄱ

氏名	

(2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用者負担額等(介護保険を適用する場合)

曜	訪問時間帯	サービス内容	介護報酬額	ご利用者様
) 例向时用块	リー・リーに入内台) 1 6支羊以谷川合兵	負担額
月			円	円
火			円	円
水			円	円
木			円	円
金			円	円
土			円	円
			円	円
	一週間当たりの利用料等合計額		円	円

(3) その他の費用(1週間あたり)

円
円
円

(4) お支払いいただく額の目安

お支払い額の目安	円
(1週間あたり)	, ,
お支払い額の目安	円
(1月あたり)	1.3

[※] ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

[※] この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

< 苦情処理の体制、手順 >

- (1) ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3) 苦情相談担当者(応対者)は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4) 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様または ご家族様へ報告します。
- (5) 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

苦情申立の窓口

事業	者	シニアスタイル立花ヘルパーステーション		シニアスタイル立花へ	
苦情受付	担当者	山田孝司			
苦情解決	責任者	廣瀬秀毅			
所在地	ļ	尼崎市浜田町3丁目62番206			
TEL	06-6	430-2350 FAX 06-6430-2351			
受付時間		月曜~金曜(12月29日~1月3日を除く)9:00~18:00			

保険者(市町村等の介護保険担当部局)			町村等の介護保険担当部局)	尼崎市役所介護保険課		
所在地			尼崎市東七松町1-23-1			
TEL		06-6489-6322		FAX	06-6489-7505	
受付時間			9時から17時30分(土日祝および12/30~1/3を除く)			

兵 庫 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会					
所在地 神戸市中央区三宮町 1 – 9 – 1			区三宮町1-9-1		
TEL	0 7	078-332-5617		078-332-5650	
受付時	間	8時45分から17時15分(土日祝および年末年始を除く)			

19 重要事項の説明年月日

この重要事項説明書の説明年月日	(西暦)	年	月	日

上記内容について、「兵庫県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、ご利用者様に説明を行いました。

事業者	法人所在地	尼崎市道意町四丁目14
	法人名	株式会社シニアスタイル
	代表者名	代表取締役 廣瀨秀毅
	事業所名	シニアスタイル立花ヘルパーステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者様	氏	名	
代理人	氏	名	

口腔管理に係る連携について (口腔連携強化加算)

歯科専門職の提携の下、口腔衛生状態及び口腔機能を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報提供した場合、算定させて頂きます。

看取り指針

1 目 的

利用者及び利用者のご家族が希望される場合には、加齢に伴う機能低下や病気・外傷による回復不能 など、利用者の容態が悪化された場合に、痛みや苦痛の症状の軽減に努め、穏やかで、安らかな日々を 過ごしていただくための精神面ケアを中心にした看取りを実施します。

2 対 象

- (1) 看取りについて充分理解し看取りについて同意があった利用者
- (2)慢性疾患や加齢に伴う機能低下により心身が衰弱し、医学的に回復の見込みがないと 医師に診断される状態にある利用者

3 基本姿勢

- (1) 利用者の人生の歴史を尊重した上でケアを実践します。
- (2) 利用者のご家族の思いや願いを汲み取る姿勢で臨みます。
- (3) 利用者とご家族の思いが食い違う場合には、利用者の思いを最優先とします。
- (4) 職種連携を図り、適切かつ迅速な情報共有を行う。
- (5) QOL (Quality of Life: 生活の質)を損なわないように、苦痛の除去、安楽で安心を感じるケアを目指します。
 - (6) 利用者とともにご家族の精神的負担への対応を意識して実施します。

4 実施内容

- (1) バイタルサインの確認、療養環境の整備、安寧・安楽への配慮、清拭・入浴などの清潔への配慮、栄養と水分の適切な補給、排泄ケア、身体的苦痛の緩和。
- (2) コミュニケーションを重視、人権・プライバシーの尊重、受容する姿勢、本人にとって居心地の良い環境をつくる、安心感の提供。
- (3) 家族に対する支援として、関係専門職へ相談しやすい環境を整える。家族の身体的、 精神的負担の配慮、家族関係への支援、家族の希望や心配事への対応。